

静岡県告示第65号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年2月4日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

伊佐布矢下川原No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
静岡市	清水区	伊佐布	伊佐布中上	次に掲げる地番の土地に存する標柱14号と平成4年3月6日静岡県告示第195号で指定した標柱7号、9号をそれぞれ結んだ線及び同告示で指定した標柱7号から9号を結んだ線に囲まれた区域。 747-2 14号